

鎌倉幕府行列の成立と「隨兵」の創出

滑川敦子

はじめに

平氏追討終結後の文治元年（一一八五）十月二十四日、源頼朝は父義朝の追善のために建立した勝長寿院の落慶供養を挙行した。^①当供養には、東国を中心とする御家人が参集し、辻々あるいは門外の警固を勤仕したという。ゆえに、当供養は治承四年（一一八〇）以来の宿願であつた平氏追討を果たし、上洛という新たな政治課題へと動き出そうとする幕府にとつて画期的なセレモニーであつたといえる。^②

しかし、当供養について特筆すべきことは、その参行列が詳細に叙述されていることである。

愛甲三郎季隆懸御調度

御後五位六位（布衣下括）、卅二人

源藏人大夫頼兼	武藏守義信	参河守範頼
遠江守義定	駿河守広綱	伊豆守義範
相模守惟義	越後守義資御沓	上総介義兼
前対馬守親光	前上野介範信	宮内大輔重頼
皇后宮亮仲頼	大和守重弘	因幡守広元
村上右馬助経業	橘右馬助以広	関瀬修理亮義盛
平式部大夫繁政	安房判官代高重	藤判官代邦通
新田藏人義兼	奈胡藏人義行	所雜色基繁
千葉介常胤	同六郎大夫胤頼	宇津宮左衛門尉朝綱御沓手長
八田右衛門尉知家	後藤兵衛尉基清	梶原刑部丞朝景
牧武者所宗親	足立右馬允遠元	<small>足立右馬允遠元</small>
次隨兵十六人		
下河辺庄司行平	稻毛三郎重成	小山七郎朝光
三浦十郎義連	長江太郎義景	天野藤内遠景
渋谷庄司重国	糟屋藤太有季	佐々木太郎左衛門尉定綱
小栗十郎重成	波多野小次郎忠綱	広沢三郎実高
千葉平次常秀	梶原源太左衛門尉景季	村上左衛門尉頼時

加々美二郎長清

※行列上の役割をゴシックで強調。

展開を明らかにしていきたい。

三三〇

概観してみると、行列主宰者である頼朝には、主君の武器・武具を所持する者（「持御剣」「着御鎧」「懸御調度」）が付き従い、その後方に「御後」と呼ばれる人々がおり、さらに行列の前後を挟むようにして「先隨兵」・「次隨兵」と称される人々が配置されている様子がうかがえる。主君の外出時に特定の者が武器・武具を携行したり御家人が供として同行するだけならば、勝長寿院落慶供養以前の行列にもみられる^③。当行列で着目すべき点は、「隨兵」という新たな役割が導入されていることである。

「隨兵」を前後に組み込んだ行列形態は以後継承されていることから、文治元年の勝長寿院の落慶供養をもつて「鎌倉幕府行列」は成立したと見ることができよう。

この「鎌倉幕府行列」（以下「幕府行列」と表記）については、各論の考察材料として取り上げられることはあっても^④、その構造分析に取り組んだ研究は五味克夫・青山幹哉・菱沼一憲の各氏とごくわずかである。

各氏の研究は、行列の構造分析から幕府の秩序の確立・変遷を解明したという点において評価できるが、幕府行列の成立過程や編成基準など幕府行列自体の考察が欠如している。

また、幕府の歴史書である『吾妻鏡』を通覧すると、とりわけ先述の「隨兵」に関しては、幕府行列に「隨兵」がなかったことを非難したり、行列構成員の選定において「隨兵」勤仕の条件が主張されるなど、「隨兵」の重要性を物語る記事がみられる^⑤。

何故、幕府行列において「隨兵」が創出され、重要視されるに至ったのか。本稿では、「隨兵」の考察を足がかりとして幕府行列の成立および

第一章 鎌倉幕府前代の行列における「隨兵」の様相

「はじめに」で述べたとおり、幕府行列には「隨兵」という役割が存在したが、それは幕府によつて創始されたものではない。本章では、幕府行列の「隨兵」を考える前提として、幕府前代の古記録から行列における「隨兵」について考察する。

一般に「隨兵」という語は、軍事もしくは警察上の問題が発生した際、その処理に携わる者によつて率いられる人員を示す言葉として使用される。例えば、『小右記』治安元年（一〇二二）八月二十四日条で「致経隱居横川云々。去夜使官人等遣隨兵等令廻捕、今朝捕得養致経等法師靜覺上将来。件法師有驗者云々」とみられるように、檢非違使に遣わされた「隨兵」が罪人（平致経）を捕縛する様子が叙述されている。^⑥しかし、行列上の役割としての「隨兵」は、そうした用例とは区別され得るべきである。^⑦

第一節 個々の郎等としての「隨兵」

管見の限り、「隨兵」が行列に供奉した初見として挙げられるのは、永保元年（一〇八二）十月における白河天皇の石清水行幸の記事である。^⑧

〔史料1-1〕『為房卿記』永保元年（一〇八二）十月十四日条

十四日丁卯 今日行幸石清水。去三月延引也。^⑨①前下野守義家朝臣奉仕殿下前駆、其隨兵五十騎在御車之後、渡路頭。還御之時件義家改着布衣帶弓箭、候御輿之御後、交侍臣。其外

廷尉井諸衛三分已上堪^二武芸^一之輩、供^二奉近衛陣中^一。是三井寺濫僧依^レ有^二蜂起之聞^一、有^二此事^一歟。布衣武士扈^二從鳳輦^一未^二曾聞^一之事也^{（又武士數多候^二諸陣^一了留守）。}

〔史料1-2〕『水左記』永保元年（1081）十月十四日条

十四日丁卯 朝間陰小雨。辰時許晴。今日石清水行幸也（中略）

②下野前守義家朝臣同義綱等依^二宣旨^一雖^二供奉^一、依^レ無^二本官^一各為^二博陸前駕^一、至于^二郎等々^一者相後候^二云々。

晚頭雨降。後聞、行幸還御入夜之間、義家脫^二束帶^一着^二布衣^一、帶^二弓箭^一候御輿辺^二云々。是山三井寺僧等亂逆之間、自^レ被^レ恐^二卒然之^一歟。又左衛門大夫公清同帶^二弓箭^一候^二博陸御車辺^二云々。

傍線部①・②の通り、源義家・義綱兄弟が関白藤原師実の前駕を務め、「其隨兵五十騎」が師実の車の後方に祇候している様子がうかがえる。これは、園城寺衆徒による襲撃に備え行幸行列を警固するためであった。当該期は、神輿・神木を前面に掲げることによつて、宗教的な權威による圧迫を加える強訴が頻発していた。ゆえに、その対応策として、軍事貴族である義家・義綱に行幸行列の警固が命じられたが、傍線部②による通り「本官」がないため行幸行列には供奉できず、師実の前駕として供奉したのである。そして、夜の還御に至り、義家は束帶から布衣に着替えて弓箭を携え、侍臣に交じつて天皇の輿後方に供奉しており、さらなる警固の強化が図られている。本来、行列における天皇の後方は、天皇に直接奉仕する内廷官司が配置されるべきところである。¹²にもかかわらず、当位置に義家が配されているところに行幸の警固がいかに緊急を要するものであったか如実に表れているといえよう。

ところで、傍線部①の「其隨兵五十騎」であるが、②では「郎等々」

と表記されている。¹³つまり、「史料1-1」の「隨兵」の語は郎等を指す言葉として使用されたとみることができる。

「其隨兵五十騎」は、園城寺衆徒の襲撃に備えて緊急動員された義家の配下（郎等）であるが、行列上の役割として発生した「隨兵」ではない。なお、十九日の賀茂行幸においても、義家とその隨兵（郎等）は動員されているが、それでも行列において何らかの役割をもつて供奉するものではなかつた。

次に例として挙げるのは、春日祭行列における「隨兵」の供奉である。

〔史料2〕『中右記』寛治二年（1088）十一月十一日条

十一日雨下。午後天晴。今日春日祭使立。中將殿於^二東三条^一東対^一、令^二出立^一給（中略）前駕諸大夫廿五人（四位六人、五位十五人、六位四人、為家朝臣、行家朝臣、經成朝臣、賴綱朝臣、高実朝臣、泰仲朝臣、行綱、盛長、清実、盛実、孝清、業房、仲実、義綱、知綱、重仲、惟輔、以綱、能遠、清家、惟信）、六位（師隆、永実、惟清、仲雅）、義綱隨兵卅人、從^二斎宮并姫宮^一被^レ獻^一摺袴^一（紅打重袴、綾羅錦繡、美麗過差也。不^レ給^二舞人^一。還立之日又給^二近友敦季^一也）。

〔史料2〕は、藤原忠実が春日祭使を務めた際の参詣行列の様子を叙述したものである。所々強調している通り、源義綱が前駕として供奉し、その隨兵三十人が隨行している。この事例の「隨兵」の語もまた、「義綱隨兵」と明記されていることから、先述の「史料1-1」同様、義綱の配下すなわち郎等の意味で使用されている可能性が高い。

ところで近年、齋藤拓海氏は摂関・院政期の春日祭における武士の参¹⁵加・奉仕形態について詳しく考察している。氏は、春日祭での武士の役

割について、春日祭上卿もしくは春日祭使の行列に前駆として奉仕する源氏平氏の有力武士の一人が随兵を率いて供奉し、春日社からの帰路に上卿ないし祭使の閲兵を受け、随兵の一人に笠懸を披露させるという軍事的奉仕を行うものであつたと明らかにした。氏の見解を踏まえて考えるならば、「史料2」の「義綱隨兵」の供奉は、行列の役割としての随兵とは見難いものの、摂関家の春日祭行列に有力武士の郎等が供奉するところが制度化していたと考えることはできよう。¹⁶⁾

第二節 行列の役割としての「随兵」の成立

行列の役割としての「随兵」が現れる兆候が見られるのが、次の史料である。

〔史料3-1〕『後二条通記』寛治六年（1092）二月六日条

六日己未 霜降晴。卯刻許参_二三条殿_一。向_二中納言出立所_一也者。辰刻上達部參集（中略）殿上人、次非殿上人、次諸大夫等度_二庭中_一、出_レ自_二西中門_一。各相_二具馬從者_一。□□□引馬鹿毛。開_レ目望見。四足不_レ定。万人驚_レ眼。興味□□。又踰々云々。件駿馬也。殿下左

右府候_二車後_一、見_二物五条_一。余車源大納言、新大納言等同車。九条河原又見物。義綱朝臣武者廿人度云々。

〔史料3-2〕『中右記』寛治六年（1092）二月八日条

八日辛酉（中略）辰時許於_二加波多河原_一、暫留_レ御馬_一。前駆皆下_レ自_二馬候_一左右_一。是為_レ御_二覽_一義綱朝臣武土_一也。一々騎_レ馬渡_レ之。廿人中_二五位十人、自_レ南渡_レ北_一仰_レ可_レ射_二笠懸_一之由上。武士中能射者一人、為_レ射_二笠懸_一又渡_レ南。形容甚美、顏色不_レ変、万人感_レ之。

次立_レ的之後射_レ之。已中_二的中心_一。伝_二養由芸_一、見者如_二堵懣_一。上中下莫_レ不_二感賀_一。被_レ問_二武士名_一。兼貞_二字進藤六者_一。

〔史料3-1〕は、寛治六年（1092）二月、春日祭上卿を務めた藤原忠実の参詣行列、「史料3-2」はその帰路における笠懸の披露の様子を表している。そこで注目するべき点は、「史料2」のよう¹⁷⁾に「義綱隨兵」ではなく、「義綱朝臣武者」（史料3-2）では「義綱朝臣武士」と表記していることである。

この「義綱朝臣武者（武士）」について、元木泰雄氏は義綱と同盟関係にある軍事貴族と推察する。¹⁸⁾また、『帥記』永保元年（1081）十二月四日の春日行幸の記事を検討すると、前回の石清水行幸同様、関白師実の車の後方には「武者」が三十人と「郎等」五、六十人が供奉している。特に「郎等」については、敢えて「是義家朝臣郎等云々」と記していることから、「武者」は義家の配下ではない可能性が考えられる。この事例と考えあわせると、『中右記』の記主・藤原宗忠が、「史料3-2」の記事において義綱の郎等を意味する「義綱隨兵」の語を用いず、「義綱朝臣武者（武士）」と表記したのは、義綱の配下ではない者も含まれることを考慮に入れたためではないだろうか。¹⁹⁾

そこで重要なのは、「義綱朝臣武者（武士）」の表現にみるように、義綱の配下ではない「武者（武士）」が義綱によつて引率されているという点である。そうした場合、義綱の配下ではない「武者（武士）」は一時的に義綱の「隨兵」を務めることとなり、それはまさに「行列の役割」としての「隨兵」に類するものであつたと位置づけられるのではないだろうか。

以上のような武士の供奉形式が定着するなか、「行列の役割としての『隨兵』」は新たな転機を迎える。

〔史料4〕『玉葉』治承二年（一一七八）十一月二日条

二日辛酉 天晴（中略）次於母蘇杜見隨兵。杜南有野路、西辺留馬（東向）。付口人如初。隨兵十騎、使馬前。先正綱甲冑、次同調度懸（已上騎馬）、次武士十騎次第渡之。此中、渡辺一文字名輩有六人云々。見了、自此所乗車。

〔史料4〕は、春日祭使を務めた藤原良通がその帰路の母蘇杜にて「見隨兵」という儀式を行った時のものである。この行列には、源頼行の子で源頼政の養子となつた正綱が「共人」として供奉し、その「隨兵」が付き従つていたようである。甲冑を身にまとつた正綱、彼の弓矢を帶する従者に続き「武士十騎」が供奉しており、それが「隨兵十騎」であつたとみられる。

ここで注意するべき点は、「見隨兵」という儀式により、これまで春日祭行列に隨行してきた「郎等」あるいは「武者（武士）」が初めて「隨兵」と独立して称されたことである。つまり、それは「史料2」で「義綱隨兵」と表記されていたように個人に直属して供奉していた「隨兵」が、「史料4」の段階において編成主体である個人（ここでは正綱）から独立し、春日祭行列の役割の一つとして確立したことを示唆する。まさに、「行列の役割としての『隨兵』」が名実共に成立したと評することができよう。

そして、第一節および本節でみてきたように「隨兵」が官職・位階に依拠しない行列上の役割として創出されたことは、行列制度上において画期的な出来事であつたといえる。一般に、行列は前駆・隨身をはじめ官職・位階に依拠して編成されるが、「隨兵」の場合は官位ではなく、「隨兵」を率いる主体者との人間関係によつて編成されたのであつた。

第三節 行列の役割としての「隨兵」の定着

前節で明らかにした「行列の役割としての『隨兵』」は、春日祭行列以外の行列にも見られ定着していくことになる。

〔史料5〕『兵範記』嘉応元年（一一六九）三月十三日条

十三日己巳 天晴。上皇令参詣高野山給（中略）

次移馬居飼六人、舍人六人（萌木狩襖袴、山吹衣）、

御隨身左近將曹中臣重近（麁塵襖、未濃袴、野矢、毛沓）、

右近將曹秦兼頼、左府生同兼国、

右府生同近文（濃蘇芳打狩襖袴、付銀文）、

左番長秦公景、右番長中臣近武、

次御車、唐車、々副八人、著柳狩襖袴（面布白文如紗）、

上皇御烏帽子（平札）（中略）

次右宰相中將宗盛卿（唐綾紺青丹狩襖、同淺木指貫、紅浮文織物衣、

帶野劍）

次藏人左衛門權佐経房（衣冠毛沓、狩胡籠、其外儀如例）、

次右衛門大夫尉源重貞、同源為経（以上布衣）、

左衛門尉能盛、師高、知実（以上廷尉、皆布衣）、

遠江守信成、駿河守為保、石見守為行、

左衛門尉惟宗、信房、以下々北面下臈十余人、

次藏人所衆、内舍人、之懸水供奉、

次御厨子所、次御衣櫃、次武者所輩、

次攝政殿（中略）

次隨兵宰相中將五十騎、次檢非違使等、

御行出^二御法住寺殿西門^一、経^二川原^一、自^二七条^一西行、自^二東洞院^一北行、自^二六条^一西行、自^二朱雀^一南行、著^二御鳥羽北殿御所^一云々。

〔史料5〕では、後白河院の高野山御幸の時の行列次第が詳細に叙述されており、そのなかに傍線部「次隨兵」として宰相中将すなわち平宗盛の五十騎が供奉している様子がみられる。その「宰相中将五十騎」にはおそらく、宗盛の郎等や彼に近しい人々が組み込まれていたことであろう。注目するべき点は、「宰相中将五十騎」が「次隨兵」に続けて表記されていることと、その編成主体である宗盛が波線部のとおり上皇の車後に供奉していることである。この「隨兵」もまた、先述の〔史料4〕の事例同様、宗盛によつて編成されながらも御幸行列における役割の一つとして確立しており、車後に供奉する宗盛とは独立した存在であったと評価することができよう。

以上のように、行列の役割としての「隨兵」は春日祭行列以外の行列にもみられ、その存在は十二世紀の公家社会のなかに定着していくと考えられる。

第二章 鎌倉幕府行列における「隨兵」の創出

〔表〕は、①～②0の幕府行列で随兵を勤仕した御家人を網羅的に提示したものである。第一章において、幕府前代の行列の「隨兵」は、官職・位階に依拠せずに編成されると言及したが、幕府行列の随兵も同様であつた。例えば、位階においては、〔表〕中のNo.4・44¹¹⁷の御家人は「大夫」と称しており、五位を有していたことが判明する。²¹また官職についても、兵衛尉あるいは衛門尉を有する御家人として、No.5・6・14・18・22・23・27～29・32・44・47・50・57・62・64・103・118・120・126が

みえる。²²

このように幕府行列の「隨兵」が官位に依拠することなく編成されていることから、幕府の場合もまた、幕府の首長にして幕府行列の主宰者である頼朝との関係によつて成り立つていたと考えられ、幕府前代の「隨兵」との連続性が認められる。

しかし、そのような連続性は見られつつも、五位を有する者や官職をもつ者は、〔表〕に掲げる隨兵構成員全体の三割弱で、その殆どが無官であることを看過してはならない。むしろ、それだけ多くの無官者を隨兵に編成しなければならないところに、幕府行列における「隨兵」創出の意味があると考えねばならないだろう。

そこで本章では、幕府行列の隨兵構成の考察を通じて、この点を明らかにしていきたいと思う。

第一節 「軍陣風」の幕府行列と隨兵

前述した勝長寿院供養の行列^①同様、③・④・⑥・⑨～⑬・⑯・⑯・⑯と殆どの行列が前後に隨兵を配置した形態をとつてゐる。それぞれの行列における隨兵の編成規模は行事によつて異なるものの、勝長寿院供養以来の行列形態は踏襲され、幕府行列の基本形態として確立していたことを示唆する。

勝長寿院供養の行列を詳細に検討した菱沼氏は、当行列の形態について「軍陣風・行陣の隊形」と指摘する。²³そこで問題となるのは、文治元年（一一八五）に何故頼朝がこのような軍事的色彩の強い行列形態を採用し、以後継続して行かなければならなかつたのかということであり、菱沼氏の論考ではその点が明らかにされていない。

菱沼氏が「軍陣風・行陣の隊形」と評する行列形態は、主として寺社

〔表〕 鎌倉幕府行列における御家人の隨兵勤仕状況

No	御家人氏名	本貫地	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
1	畠山重忠	武藏	●							●					●							
2	千葉胤正	下総	●			●	●			●			●		●	●	●					
3	三浦義澄	相模	●			●					●			●								
4	佐賀広綱	上野	●		●			●														
5	葛西清重	下総	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
6	八田朝重	常陸	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
7	樺谷重朝	武藏	●																			
8	加藤景廉	伊豆	●				●	●														
9	安達盛長	武藏	●																			
10	大井実春	武藏	●		●				●									●				
11	山名重国	上野	●																			
12	武田信光	甲斐	●		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
13	北条義時	伊豆	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
14	小山朝政	下野	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
15	下河辺行平	下総	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
16	稻毛重成	武藏	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
17	結城朝光	常陸	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
18	佐原義連	相模	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
19	長江義景	相模	●							●												
20	天野達景	伊豆	●																			
21	渋谷重国	相模	●	●																		
22	糟屋有季	相模	●															●				
23	佐々木定綱	近江	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
24	小栗重成	常陸	●																			
25	波多野忠綱	相模	●																			
26	広沢実高	武藏	●						●													
27	千葉常秀	下総	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
28	梶原景季	相模	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
29	村上頼時	信濃	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
30	加々美長清	甲斐	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
31	長沼宗政	下野	●																			
32	武田有義	甲斐	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
33	板垣兼信	甲斐	●																			
34	工藤景光	甲斐	●																			
35	岡部泰綱	駿河	●																			
36	市河行房	甲斐	●																			
37	小諸光兼	信濃	●																			
38	江戸重長	武藏	●		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
39	河内義長	甲斐	●																			
40	里見義成	上野	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
41	相馬師常	下総	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
42	長野重清	武藏	●																			
43	工藤祐経	伊豆	●							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
44	千葉胤頼	下総	●																			
45	仁田忠常	伊豆	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
46	三浦義村	相模	●															●	●	●		
47	新田義兼	上野		●														●	●	●		
48	梶原朝景	相模		●														●	●	●		
49	比企能員	武藏		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
50	土肥実平	相模		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
51	二宮光忠	相模		●					●													
52	熊谷直家	武藏		●																		
53	南部光行	甲斐		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
54	得川義季	上野		●																		
55	北条時房	伊豆		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
56	土屋義清	相模		●																		
57	浅利達義	甲斐		●																		
58	伊東成親	伊豆		●																		
59	曾我祐信	相模		●																		
60	伊佐行政	常陸		●																		
61	佐々木盛綱	近江		●														●	●	●		
62	伊賀朝光	京都		●														●	●	●		
63	和田義盛	相模		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
64	武田信義	甲斐		●					●													
65	安田義資	甲斐		●																		
66	毛利頼隆	相模					●															
67	村上義直	信濃				●												●				
68	梶原景時	相模							●									●				
69	梶原景茂	相模																	●			

【凡例】①文治 1 年 (1185) 10 月 24 日勝長寿院供養、②文治 2 年 (1186) 1 月 3 日賴朝直衣始、③文治 4 年 (1188) 3 月 15 日鶴岡宮大般若經供養、④文治 5 年 (1189) 6 月 9 日鶴岡宮塔供養、⑤建久 1 年 (1190) 11 月 9 日賴朝參院、⑥建久 1 年 (1190) 11 月 11 日六条若宮・石清水參詣、⑦建久 1 年 (1190) 12 月 1 日賴朝右大將拌賀、⑧建久 1 年 (1190) 12 月 2 日賴朝直衣始、⑨建久 2 年 (1191) 2 月 4 日二所參詣、⑩建久 2 年 (1191) 7 月 28 日新邸移徙、⑪建久 3 年 (1192) 11 月 25 日永福寺供養、⑫建久 4 年 (1193) 11 月 27 日永福寺薬師堂供養、⑬建久 5 年 (1194) 8 月 8 日相模國日向山參詣、⑭建久 5 年 (1194) 12 月 26 日永福寺新造薬師堂供養、⑮建久 6 年 (1195) 3 月 9 日石清水・左牛女若宮參詣、⑯建久 6 年 (1195) 3 月 12 日東大寺供養、⑰建久 6 年 (1195) 3 月 27 日賴朝參內、⑱建久 6 年 (1195) 4 月 10 日賴朝參內、⑲建久 6 年 (1195) 4 月 15 日石清水參詣、⑳建久 6 年 (1195) 5 月 20 日天王寺參詣

の供養（①・③・④・⑪・⑫・⑯）や参詣（⑥・⑨・⑬・⑮・⑯・⑳）²⁴、邸宅の移徙（⑩）において採用される。【表】を一見すると、勤仕者の殆どが東国武士であり、不特定多数の御家人が随兵を務めている様子がうかがえる。例えば、幕府行列で初めて随兵を採用し、その構成員が重視されていたと思われる①の行事での随兵でさえも、②・④・⑦・⑨・⑩・⑬・⑳の行列ではその半数も随兵を務めていない。²⁵ また、一三八人中、半数以上の御家人が一回限りの随兵勤仕者であり、²⁶ 広範な御家人が随兵に選出されていたことがわかる。

そのなかで一回限りの随兵勤仕者が最も多い行事は⑨で、建久二年（一一九二）二月四日に行われた二所参詣の時である。²⁷ 二所参詣とは、走湯山・箱根山の二所と三島社に奉幣する行事である。²⁸ 当行事は、鎌倉を離れての移動であるために、その行程に必要な人員が準備されたことと思われる。²⁹ ゆえに、行列の編成においても他の行列に比べ大多数の随兵が動員されており、それだけに一回限りの随兵勤仕者も多かつたと考えられるが、無作為に選出されたわけではなかつた。

当行事の行列は、稻村ヶ崎にて編成されたのち伊豆国へ発向する。³⁰ その参詣行列で随兵を勤仕する者のうち、相模・武藏両国の御家人が多いなか、仁田忠常（45）・宇佐美小平次（73）・宇佐美祐茂（76）・堀親家（77）・仁田三郎（89）・堀助政（100）・仁田忠時（109）と伊豆国を本貫地とする御家人がみられる。他の行列での伊豆国出身の御家人の随兵勤仕状況と比較してみると、この二所参詣での随兵勤仕が最も多く、なおかつ宇佐美小平次・堀親家・仁田三郎・堀助政・仁田忠時の五人は一回限りの随兵勤仕であることから、二所参詣において当国出身の御家人が随兵に選ばれる意味は大きかつたと思われる。

つまり、二所参詣の随兵選出において重視されたのは、地域（伊豆国）との関係であつたと考えられる。地域との関係による随兵勤仕の事例と

して、ほかに建久八年（一一九七）三月二十三日に行われた善光寺参詣の行列が挙げられる。³¹ この行列において、村上義直・村上基国・望月重隆・海野幸氏・藤沢清親など信濃国出身の御家人が随兵に勤仕しているのがみえる。そのうち、望月重隆・海野幸氏・藤沢清親の三人は、【表】にはその名がみられないことから、二所参詣同様、おそらく地域（信濃国）との関係で随兵に選ばれたと思われる。

地域との関係による随兵選出は、その地域での個々人の実力・実績がなければありえないことである。換言するならば、幕府の首長である頼朝に個人が当該地域での実力・実績を認められているために、彼らは随兵に選出されたということになろう。

こうした地域との関係による随兵選出のあり方は、幕府行列全体に敷衍して考えることができる。先に指摘したように随兵勤仕者の殆どは東国武士であり、幕府行列の随兵という集団自体が東国武士社会といつても過言ではない。つまり、幕府行列の随兵は東国武士社会に対応して創出され、当社会における軍事力に代表されるような個々人の実力・実績が重視されて編成されたと推察できる。また、本章の冒頭で述べたように幕府行列に無官者が多いのは、官位による幕府行列の編成が不可能であつたこともさることながら、そうした政治的事情が多分に反映されていたことを物語つていよう。

平氏滅亡後、戦時から平時に移行するにあたり、このような現実を克服しようとしたために、頼朝は東国武士を前代以来官位に依拠しない行列上の役割として創出された「随兵」に組み込み、「軍陣風・行陣の隊形」の幕府行列を生み出したのである。そして【表】で見てきたように、一回限りの随兵勤仕者が大半を占めるほど不特定多数の御家人が随兵に編成されていることから、幕府の政治的事情に左右されながら随兵を選出せねばならない現状が見て取れる。

第二節 「公家風」の幕府行列と隨兵

建久元年（一一九〇）十一月七日、頼朝は夥しい数の隨兵を率いて上洛した。その様子は、九条兼実が自身の日記『玉葉』にて「騎馬帶弓箭、不_レ着甲冑云々。院已下洛中諸人見物云々。余不_レ見_レ之。日昼騎馬入洛有存旨云々」と記していることから、入洛時の幕府行列は見る者に強い印象を与えたようで、それだけに上洛中の幕府行列は注目的になつていたと思われる。

鎌倉での行列同様、京都においても寺社の供養・参詣にあたり従来の幕府行列が見受けられるが、加えて参院・参内・拝賀など「公家風」の幕府行列（【表】⑤・⑦・⑧・⑯・⑰）も編成されていた。

この「公家風」の幕府行列のなかで特に目を引くのは、当年十二月一日に挙行された頼朝の右大将拝賀の行列である。当行列は、居飼四人一舎人四人一員一前駆笠持一前駆十人一番長一御車（頼朝）一近衛五人一雜色七人一笠雨皮持一侍七人一扈從人々一御調度懸一隨兵七騎の行粧であつた^⑯。

そこで着目すべき点は、傍線部のとおり拝賀行列に隨兵が配置されていることであり、他に類を見ない行列形態であつた。また、その他の公家様式の行列においても隨兵が配置されており、行列様式が変容しても隨兵を導入しなければならない事情が幕府にあつたと思われる。本節では、こうした「公家風」の幕府行列における隨兵の編成について考えることとする。

「公家風」の幕府行列における隨兵は、大規模な「軍陣風」のものとは異なり、七～十騎という少人数で供奉する。さらに編成人員を網羅的に見てみると、【表】No. 1～5・7・8・13～18・23・27・28・46・49・50・55・61・63・64・68・69・76・77・112・126の二八人が當該行列の隨兵を

勤仕している。その構成員の殆どが複数回にわたつて隨兵を勤仕しており、小規模な編成だけに厳選されて供奉したものと思われるが、基本的には前節でみてきた「軍陣風」の幕府行列同様、当該行列も相模・武藏を中心とする東国武士によつて編成されている。

最近、頼朝の右大将拝賀の政治的意義について考察した桃崎有一郎氏の研究がある^⑯。そのなかで桃崎氏は、当拝賀は単なる恩顧・庇護関係の再確認という標準的拝賀の目的から逸脱しており、頼朝と朝廷の両政権を包含した新たな国制の合意・定立宣言を可視化したイベントであつたと評価する。氏の評価と考え合わせるならば当拝賀が後白河院主導で企画・遂行されたなか、先にみたような拝賀行列に隨兵を配置するところに、幕府の政治的事情が看取できる。

つまり、文治元年の勝長寿院供養以来、軍事力といつた個々人の実力・実績を重視する東国武士社会に対応して創出された幕府行列の隨兵が、建久元年までに定着し、現実の幕府政治と不可分な関係を構築するまでに発展していたということである。ゆえに、公家様式の行列形態を採用したとしても例外なく隨兵は組み込まれたのであつた。そうした隨兵のあり方が、この右大将拝賀をはじめとする「公家風」の幕府行列を確立し、その独自性を生成したと評することができる。また、冒頭で述べたように、京都の人々に強い関心を寄せられていた幕府だったからこそ、その行列における隨兵のあり方は異様に映つたであろうし、その独自性は際だつたことと思われる。

このような政治過程を経て成立・発展していく幕府行列の隨兵は、一つの画期を迎えるに至つた。それは、建久六年（一一九五）三月に行われた東大寺供養（【表】⑯）である。この時、幕府は「軍陣風」の大規模な行列を編成して南都へ下向し^⑯、当日は和田義盛・梶原景時の指揮のもと、四面近郭の警固に勤めた^⑯。

当供養について、上横手雅敬・久野修義両氏は次のように評価する。

第一節 随兵なき事態の発生

上横手氏は、御家人にとつては出陣と同じであり、その行列は頼朝による御家人統制の強化という意図が存在し、南都・北嶺衆徒への対応、供養時の厳重な警固を通じて、頼朝は国家内における武士のあり方を主張し、厳格な規律と武威を公家政権に誇示したと指摘する。³⁷⁾ また、久野氏は、幕府は王朝権力の意向を受けながら、民衆の逸脱・混乱から法会の厳重を保護する存在として、仏法擁護者として社会の平和と正義を守る権力として、自己の暴力を正当化し、仏法興隆を通して公武権力の対抗と強調という新しい体制秩序を形成したと評価している。³⁸⁾ 両氏の指摘するとおり、東大寺供養が幕府の役割を国家に表明する場であつたと考えるならば、幕府行列における「随兵」の存在意義はますます大きくなつていつたことと推測できよう。

第三章 鎌倉幕府行列における「随兵」の変容

第二章で見たとおり、幕府行列における「随兵」は、官職・位階に依拠しない行列上の役割という前代以来の形式を踏襲しながらも、個々人の実力や実績を重視する東国武士社会に対応して生み出されたため、現実の幕府政治と不可分の関係を構築して発展した。しかし以後の幕府のなかで、そうした幕府行列の「随兵」のあり方を止揚する動きがみられた。本章では、源頼家・実朝期における幕府行列の「随兵」の考察を中心的に、頼朝期以降の「随兵」がいかなる道筋を辿つていたのか見ていくこととする。

建仁元年（一二〇一）九月十五日、大風のために廻廊・八足門が転倒し延期になつていた鶴岡八幡宮放生会が挙行されたが、次のような問題が発生した。

〔史料6〕『吾妻鏡』建仁元年（一二〇一）九月十五日条

十五日壬戌 晴（中略）今日被_レ遂_二行鶴岳放生会_一。式日依_二八足門廻廊顛倒_一所_二延引_一也。左金吾出御（八葉御車）。山城左衛門尉行村役_二御劍_一。江間四郎殿、大膳大夫広元朝臣、右近大夫将監親広、右近将監能広、新判官能員、右馬大夫右宗、左兵衛尉常盛、左衛門尉章清、源三左衛門尉親長、大田兵衛尉之式、後藤右衛門尉信康、雅楽允景光、前右兵衛尉義村、結城七郎朝光等候_二御後_一。無_二隨兵_一。希代新儀也。近日於_レ事陵廢。如_レ忘_二先蹤_一。古老之所_レ愁也。

それは、頼家の参詣行列において随兵がなかつたということである。この事態について『吾妻鏡』は傍線部の通り「希代新儀」、「近日於_レ事陵廢。如_レ忘_二先蹤_一」と記し痛烈な批判を加えている。表面的には『吾妻鏡』における頼家の施政批判の一環とみることができるが、幕府行列の問題として取り上げた場合、別の解釈が可能となる。前章において、幕府行列の随兵が幕府政治と不可分の関係で成立・発展したと考えたように、頼家期における随兵廃止もまた当該期の幕府の政治状況と関わつて発生したと考えるべきである。

随兵廃止の背景として、一つには幕府行列の主宰者である頼家自身の政治的地位の変化があつたと思われる。建久十年（一一九九）正月に父頼朝が死去したのち、鎌倉殿を継承した頼家は、左近衛中将に転任し、翌

正治二年（一二〇〇）の正月には従四位上に昇叙している。この昇任ルートにより、頼家は五位中将（摂関家子弟の昇進コース）に任じられており、摂関家に準ずる権威を付与されていた。³⁹⁾このような政治的地位の変化が、頼家に公家様式化を促したとしても不思議ではない。⁴⁰⁾また、そうした志向は、本題である幕府行列においても見られ、正治二年（一二〇〇）二月に行われた鶴岡参詣において、「廷尉」すなわち檢非違使を供奉させていた。⁴¹⁾檢非違使の供奉は、行幸・御幸から摂関家の行列に至るまで広く見受けられるが、幕府行列においてそれが採用されたのはこの時が初めてであった。官職・位階によって編成される公家社会の行列では当然のことであつたが、これまで見てきたように鎌倉殿・御家人間の政治的関係で成立していた幕府行列において、官職という新たな秩序体系の導入は重要な意味をもち、頼家は自身の昇任にともない幕府行列の公家様式化を構想していたのではないかと考えられる。

もう一方には、幕府行列の隨兵がもつ軍事的要素の喪失があつたと思われる。繰り返し述べてきたように、幕府行列の隨兵は軍事力といつた個人の実力・実績を重視する東国武士社会に対応して成立・発展してきたものである。その結果、幕府行列の隨兵には常に軍事力が存在しているわけであるが、平穏が続くなかで隨兵のもつ軍事的要素が不必要になつていくのも当然の成り行きであつた。

以上のような二つの現実が、「史料6」に見られる「隨兵なき事態」を引き起こしたのではないかと考えられる。

第二節 儀礼的存在としての「隨兵」

しかし、その後の幕府行列において隨兵が廃止されることではなく、実朝期の幕府行列において隨兵は復活・存続した。実朝期の幕府行列は、

前駆八人—殿上人一人—御剣役—御調度懸—後騎一八人—隨兵一二人—檢非違使とみえるように、⁴²⁾公家様式の行列形態を導入しながらも隨兵が配置されている。しかし、当該期の隨兵は一〇人前後の人員で構成されており、その規模は前代よりも小さいものであつた。小規模編成による隨兵は、前章第二節で言及しているように頼朝期の「公家風」の幕府行列にも見られたが、その意味には大きな差があつた。

前代の幕府行列における隨兵は、文治元年（一一八五）以来、現実の幕府政治と不可分の関係を構築する機能をもつていたために、公家様式の行列形態を採ろうとも組み込まねばならない政治的事情が存在した。しかし前節で見たように、当該期の隨兵は従来のような積極的意味を失つており、行列主宰者である幕府の首長が廃止したくらいにその必要性は見出せなかつたはずである。

そのような状況にありながら、何故幕府行列において隨兵は必要とされ、復活・存続するに至つたのか、それを如実に物語ついているのが次の史料である。

〔史料7〕『吾妻鏡』建保六年（一二二八）十二月廿六日条

廿六日甲子 晴。為「大夫判官行村奉行」、御拝賀供奉隨兵以下事有「其沙汰」。兼治定人數之中、小山左衛門尉朝政、結城左衛門尉朝光等、依「有服暇」、被「召」山城左衛門尉基行、荻野「一郎景員等」。為「彼兄弟之替」也。^①右大將家御時被「定仰」云、隨兵者、兼「備三德」者、必「可候」其役。所謂、譜代勇士、弓馬達者、容儀神妙者也。亦雖「譜代」、於「レ疎」其芸者、無「警衛之恃」。能「可有」用意云々。而景員者、去正治二年正月、父梶原平次左衛門尉景高於「駿河國高橋辺」自殺之後、頗雖「為失」時之士、相「兼件等德」之故、被「召」出之、非「面目」乎。次基行者、雖「非」武士、父行村已居「廷尉職」之上、

容顔美麗分達「弓箭」。又依「為」當時近習、内々企所望「云、乍列」將軍家御家人一、偏被「レ定」号於文士之間、並于武者之日、於時有下可「レ逢」恥辱之事等上。此御拝賀者、関東無双晴儀、殆可「レ謂」千

載一遇「歟。」②今度被「レ加」隨兵者、子孫永相「続」武名之条、本懷至極也「云々。」仍恩許、不「レ及」異儀「云々。」

当記事事は、建保六年（一二一八）十二月、実朝の右大臣拝賀（翌年正月二十七日挙行）の供奉人選定に関するもので、服暇の小山朝政・結城朝光の代役として二階堂基行・荻野景員の両名が隨兵に選定されたことを記している。以下傍線部①・②の記述に注目する。

傍線部①は、幕府の首長にして行列主宰者である実朝の隨兵に対する認識である。「警衛」の任にあたるべき「隨兵」は、「譜代勇士」「弓馬達者」「容儀神妙」の三条件を満たす者でなければならぬと定められたとあるが、「右大将家御時被「定仰」云」と前置きしていることから、幕府行列の隨兵は頼朝以来の伝統的な行列構成員であると実朝は理解していたようである。

一方、傍線部②は、幕府の御家人にして行列構成員である二階堂基行の隨兵に対する認識である。「文士」である基行が隨兵に加えられれば、子々孫々「武名」を継承できるという彼の主張がみられ、隨兵の勤仕が自身の武力を表象すると理解していたようである。

両者の隨兵認識を考えあわせるならば、頼朝期にみられたような現実の幕府政治と不可分の関係にあるという隨兵の積極的意味は失われたものの、武力を表象するという観念だけが、当該期の幕府行列のなかで生き続けていたと見ることができる。このような意味で編成された隨兵は、「儀礼的存在としての隨兵」と評することができよう。

以上のように隨兵の儀礼化が進行していくなかで、頼朝以来の関係を

顯示するものとして、幕府行列における隨兵編成の重要性が再確認されたと思われる。

第三節 隨兵編成をめぐる相論の頻発

第一節・第二節で明らかにしたように、隨兵なき事態が発生するものの、それを克服し隨兵編成の重要性が再確認されるなか、隨兵として供奉する位置をめぐって、様々な相論が発生した。

〔史料8〕『吾妻鏡』建保六年（一二一八）七月八日条

八日丁丑 晴。左大将家御直衣始也。仍御「參鶴岳宮」。午剋出御。前駆并隨兵已下被「用」去月廿七日供奉人。但數輩帰洛。又右京兆路次不「レ被」供奉、參「レ」會宮寺「給」。隨兵之中、大須賀太郎道信依「病癇」申「レ」障之間、召「レ」民部丞広綱「為」其替。先度、道信与長江四郎明義行列、伊豆左衛門尉頼定与三浦左衛門尉義村行列。今度者頼定与広綱也。仍義村候「レ」左、明義可「レ」列「レ」右之由、被「レ」定之處、義村申「云」、明義為「高年」、難候「于右」云々。明義申「云」、義村有官之上繼「三浦介義澄之遺跡」、尤可「レ」列「レ」左也「云々。此礼節移「レ」剋。頗為「御出煩」之由、大夫判官行村參「申」于御前。仰曰、各存「穩便」、尤絕「レ」感。今日御出之儀、殊所「レ」被「執思食」也。而義村可「レ」有「後榮」、明義者無「前途」者歟。然者令「レ」候「于左」、可「レ」備「子孫之眉目」者。行村相「触」御氣色趣「之間、不「レ」能「重申」子細」。長江為「レ」左

当史料では、実朝の直衣始の際、隨兵の位置をめぐって相論（というよりは譲り合い）が発生している。傍線部にみるとおり、左は三浦義村、右は長江明義で番になるべきところ、義村は明義の方が「高年」であるた

め、上座にあたる左に移るべきであると主張した。その一方で、明義は

義村は「有官」であり「三浦介義澄の遺跡」を継いでいることを理由としてそのまま左に列するべきと反論している。

この譲り合いに対し、実朝は両者の主張を認めつつ、左には若く「後榮」ある義村ではなく、年配で「前途」なき明義を左に列することで、

「子孫の眉目」に備えられると考え、明義を左に配するという判断を下したのである。

当史料を念頭に置いた上で、〔史料9〕に注目してみたい。

〔史料9〕『吾妻鏡』宝治元年（一二四七）十一月十六日条

十六日乙丑。天晴。申刻以後南風烈。今日、三浦五郎左衛門尉盛時捧_レ状有_二訴申事_一。其旨趣雖_レ多_レ之、詮句如_二昨日隨_レ兵風記_一者、以_二盛時_一被_レ書_二載于出雲前司義重之下_一訖。当家代々未_レ含_二超越遺恨_一之處、匪_二啻被_レ書_二番于一眼之仁_一。剩又被_レ註_二其名下_一、旁失_二面目_一之間、可_レ止_二供奉儀_一之由云々。出雲前司義重聞_二此事_一、殊憤申云、於_二累家規模_一者、誰比肩哉。至_二一眼事_一者、承久兵乱之時、抽_二拔_一群軍忠_一被_レ疵_一。施_二名譽於都鄙_一之上、還面目之疵也。今更匪_二覃_一時_二橫難_一云々。為_二陸奥掃部助奉行_一、相州并左親衛等凝_二評定_一。被_レ宥_二両方_一、但為_二五位_一之間、猶以_二義重_一所_レ被_レ注_レ上也。

おわりに

以下、各章で述べたことについて整理しておくこととする。

〔史料9〕の相論は、三浦盛時が昨日の鶴岡放生会の行列交名を記した「隨兵風記」に、自身の名が波多野義重の下に明記されていることを不服として幕府に訴え出たために発生した。盛時は、当家は代々いまだ他人に超越されたことがないにもかかわらず、「一眼」の義重と番で隨兵を務めねばならないのか不服を申し出たのに対し、義重は家の規模は比べることはできないが、「一眼」は承久の乱での戦功によってできた名譽の疵

で非難されるものではないと反論したのである。

この相論に対し、幕府儀礼を司る小侍所別当の地位にいた北条実時は、北条重時・時頼と協議し、両者を宥めつつ義重の方が位階（五位）が上という理由で義重を上位と決定したのである。

〔史料8〕では、隨兵の編成基準において官職の有無・年齢の上下・家の規模など様々な選択肢があったが、〔史料9〕の段階では位階の上下のみが選択されている。〔史料8〕から〔史料9〕に至るなかで、本来官位に依拠しない行列上の配置として成立した隨兵が、皮肉なことに「位階」によつて規定される羽目になつたと考えられる。

後年、鶴岡八幡宮放生会の供奉人選定をめぐつて將軍・執權間で応酬があり、將軍側が家格や嫡庶を基準にした編成を希望したのに対し、執權側は位階を基準としなければ行列は編成できないと主張している。⁴⁴⁾この事実から、幕府行列の編成をめぐる相論は多発していたと想定され、隨兵もまたその対象に入つていたものと考えられる。

続く第二章では、本題である幕府行列の随兵の成立について考察を進めた。幕府の随兵は、前代同様、官位に依拠しない行列上の配置として成立したが、軍事力に代表されるような実力・実績が重視される東国武士社会に対応して編成されたために、「軍陣風」の幕府行列が成立した。また、幕府行列の創始以来、随兵は現実の幕府政治と不可分の関係を構築するまでに発展していくために、「公家風」の幕府行列においても随兵は例外なく配置されていた。

最後に第三章では、幕府行列の随兵の変容について見てきた。頼家期には随兵なき事態が発生したが、その背景には頼家自身の政治的地位の変化や平穏が続くなかでの随兵の有する軍事的要素の喪失があつたと考えられる。しかし、実朝期において随兵は復活・存続するに至つたが、従来のような幕府政治と不可分の関係にあるという積極的意味は失われ、武力を表象するという儀礼的存在としての随兵に変容した。このように随兵は変容しながらも、その重要性が再確認されていくなかで、編成をめぐる相論が頻発し、幕府前代より本来官位に依拠しない行列上の役割として機能してきた随兵は最終的には位階によって統率せざるを得なくなつたのである。

本稿の締めくくりとして最後に次の史料を提示して擱筆したい。^⑯

右大将ノ御料、伊豆ノ御山ニ御参詣ノ時、行平御共随兵ヲ勤メタルニ、御料石橋ヲ下セ給フトキ、行平ガ肩ヲ抑ヘサセ給ヒテ、御心安キ者ノニ思シ食ス由ノ御定ニ預カリキ、面白ヲ施コシタリキ、

これは、鎌倉末期に書かれたとされる武藏国の御家人小代伊重（宗妙）の置文の一文で、自身の先祖である行平の受けた名譽として幕府行列の随兵勤仕の場が挙げられている。この文章から推測するに、鎌倉幕府行列における随兵勤仕は、糺余曲折しながらも鎌倉時代を通じて幕府御家人のアイデンティティを形成するものとして存在し続けていたのである。

注
① 『吾妻鏡』文治元年（一一八五）十月廿四日条。

② 加藤功「勝長寿院創建の歴史的意義」（『政治経済史学』八三、一九七二年）。

③ 『吾妻鏡』寿永元年（一一八二）正月三日条によると、頼朝が御行始として安達盛長宅を訪れる際、佐々木高綱が「懸御調度」、足利義兼・北条時政・畠山重忠・三浦義澄・和田義盛以下が「御後」として供奉している。

④ 盛本昌弘「鎌倉幕府儀礼の展開」（『鎌倉』八五、一九九七年）、永井晋

「『吾妻鏡』にみえる鶴岡八幡宮放生会」（『神道宗教』一七二、一九九八年）、秋山哲雄「都市鎌倉の東国御家人」（『ヒストリア』一九五、二〇〇五年、のち同氏著『北条氏権力と都市鎌倉』第一部第三章所収、吉川弘文館、二〇〇六年）など。

⑤ 五味克夫「鎌倉幕府の番衆と供奉人について」（『鹿児島大学文科報告』七・史学篇四、一九五八年）。五味氏は、将軍出行に供奉する御家人は鎌倉に居住する御家人から選出されていることを明らかにしている。

⑥ 青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」（『年報中世史研究』一〇号、一九八五年）。青山氏は、源氏將軍期の行列形態に着目し、頼朝期においては主に軍陣の行列形態、実朝期は上級貴族の行列形態が採用されていることから、幕府の階層秩序意識が王朝のそれに収斂されることを解明している。

⑦ 菱沼一憲「御家人制の立体的把握」（新稿、同氏著『中世地域社会と将軍権力』第五章第二節所収、汲古書院、二〇一一年）。菱沼氏は、頼朝期の行列構成員を詳細に検討する作業を通して、頼朝出御の供奉行列は、頼朝を頂点とし、門客門葉—鎌倉中御家人—在国御家人という鎌倉幕府秩序構造の表現の場であつたと結論づける。

⑧ 『吾妻鏡』建仁元年（一一〇一）九月十五日条および建保六年（一一二一八）十二月廿六日条。なお、両記事は第三章にて検討する。

⑨ 他の用例としては、『長秋記』元永二年（一一一九）十二月廿七日条に「今日仁和寺寛助僧正藤津莊司平清澄男直澄首入洛云々。仍密々於七条坊門河原一見物。申刻首渡（付）櫛（梓カ）付赤比礼、其名平直院（澄）」。

次降人三人、源常弘（五位）并一男某丸、件二人被縛。但騎馬。一人字紀權守（直澄妻父云々）。於常弘父子者住所隠居直澄故云々。隨兵百人、多是西海・南海名士也。於四条河原檢非違使等請取首云々」とあり、平正盛に追討された平直澄の首級が入洛する際の行列に「隨兵百人」が隨行している様子が窺える。

⑩『日本国語大辞典（第二版）』所載の「ずいひょう」の項目によると、①供につれる兵士、②平安末期から鎌倉時代にかけて、檢非違使にしたがつて出行する甲裝騎馬の兵士、③中世、將軍や貴人の出行や神輿渡御の時に武装して騎馬でその前後を警護した武士、の三つの意味で理解されており、本稿が追究するところの「行列上の役割としての『隨兵』」については言及されていない。また、『国史大辞典』の「ずいひょう」の項目においては、「行列上の役割としての『隨兵』」に触れてはいるものの、①から③の意味の「隨兵」と混同して説明されている。

⑪ それ以前の事例として、『小右記』寛弘八年（一〇二二）二月十五日条に「左衛門督頼通卿參_二春日」。雲上侍臣、地下四位五位六位悉以催_レ役（中略）雲上人及有徳者、或當任吏、或旧吏等各引_レ卒隨_二兵十、二十人_一、騎馬者不可_二勝計_一、左右無_二比_一、是依_二相府定_一云々」とあり、春日祭上卿を務めた藤原頼通の参詣行列に公卿・殿上人、新旧国司が各々一〇人から二〇人の「隨兵」を引率して供奉している様子がみられる。この「隨兵」は、「相府定」すなわち頼通の父である道長によつて取り決められたものであり、さらに「為_レ令_レ見_二光華於洛中之衆庶_一、引_二數類_一馳_二東西_一云々」とあることから、攝関家の權威を世間に知らしめようとして行つた道長の行列演出であつたと思われる。しかし、この「隨兵」は後述する「隨兵」とは意味が異なるため、敢えて除外したことを断つておきたい。

吉川真司「律令官司制論」（『日本歴史』五七七、一九九六年）。

⑬ 『帥記』同日条においても「是下野前司義家承_レ仰可_二扈從_一云々（後聞、為_二殿下御車前駆_一郎等頼供奉云々）とあり、「郎等」と表記されている。

⑭ 『水左記』永保元年（一〇八二）十月十九日条に「下野前守義家朝臣為_二博陸前駕_一相_二具郎等_一云々」とみえる。

⑮ 齋藤拓海「摂関・院政期の春日祭と武士」（『史学研究』二六一号、二〇〇八年）。当論文において、氏は春日祭行列にみえる武士やその隨兵

の供奉の様子がうかがえる史料を提示しているが、その段階差については考察していない。

⑯ 『中右記』天永三年（一一一二）二月八日条および長承二年（一一三三）二月九日条の春日祭行列において、源重時の郎等二十人が供奉している様子がみえる。

⑰ 元木泰雄『武士の成立』（吉川弘文館、一九九四年）九六〇一〇七頁。氏は、寛治五年（一〇九一）の義家・義綱兄弟の衝突未遂事件の真相について、義家が軍事行動において率いた隨兵の性格を論じ、彼が京畿内近国を本拠とする五、六位の軍事貴族を側近としていたことを明らかにした。それは、弟義綱も同様で、「史料3—2」にみるとおり、義綱が率いたとされる「義綱朝臣武士」のうち「五位十人」もまたこの軍事貴族であろうと指摘している。

⑯ 『後二条師通記』寛治六年（一〇九二）二月六日条の裏書には、春日祭帰路の笠懸披露について触れられており、「義綱朝臣武者廿人也。五位十人。郎等一人兼貞於紙幡河原、令_レ射_二笠懸_一」とあることから、「義綱朝臣武者廿人」のなかには「五位十人」のほか「郎等」もいることが判明する。このように「郎等」と敢えて強調することから、逆に「郎等」ではない人々も含まれている可能性が考えられる。

⑯ 『中右記』天仁元年（一一〇八）十一月一日条では「武者廿人（五位十人）」、また『兵範記』久寿二年（一一五五）では「武士十五人」が供奉している様子がみえる。

⑰ 『玉葉』治承二年（一一七八）十月廿九日条。

⑱ そのほか有官者で五位相当の位階を持つ者として、安田義資（65・越後守）や関瀬義盛（111・修理亮）がいる。

⑲ 衛門尉・兵衛尉以外の官職としては、天野遠景（20・民部丞）・新田義兼（47・藏人）・梶原朝景（48・刑部丞）・本間義忠（110・右馬允）・小野成綱（115・刑部丞）・大友能直（127・左近将監）・佐々木経高（131・中務丞）・武藤頼平（132・大蔵丞）・奈胡義行（136・藏人）がみえる。

⑳ 注⑦菱沼氏前掲論文。

㉑ 例え、【表】No.2・5・14・18・28などの御家人は、数回（二桁に及ぶ）にわたって勤仕していることから、隨兵構成員として重視されていた

と考えられる。

- ②の行事以降の行列における①の随兵三〇人の勤仕状況をみると、②二人（二〇%）、③八人（五〇%）、④一一人（三四%）、⑤八人（八〇%）、⑥一三人（六五%）、⑦三人（四二%）、⑧七人（八七%）、⑨九人（一五%）、⑩六人（三七%）、⑪八人（五〇%）、⑫九人（五〇%）、⑬一〇人（三五%）、⑭七人（八七%）、⑮一〇人（八三%）、⑯一八人（六〇%）、⑰五人（六一%）、⑱五人（五〇%）、⑲一〇人（五〇%）、⑳一七人（三三%）である。
- 一回限りの随兵勤仕者を行事ごとに調べてみると（該当者がいない場合は省略）、①四人（一三%）、②五人（五〇%）、③二人（二六%）、④三人（二二%）、⑤一人（二〇%）、⑥二人（一〇%）、⑨三四人（五六%）、⑩一人（六%）、⑪一人（六%）、⑫一人（五%）、⑬四人（一四%）、⑯一人（三%）、⑰一人（二二%）、⑲一人（五%）、⑳一〇人（一九%）である。
- 鎌倉幕府の二所参詣の歴史的意義を考察したものに、岡田清一「鎌倉幕府の二所参詣」（『六軒丁中世史研究』一〇号、二〇〇四年、のち同氏著『鎌倉幕府と東国』、続群書類従完成会、二〇〇六年所収）、田辺旬「鎌倉幕府二所参詣の歴史的展開」（『ヒストリア』一九六、二〇〇五年）がある。
- 時期は遡るが、文治四年（一八八八）正月二十日の二所参詣の際、三浦義澄の沙汰で相模川に浮橋が架けられたようであり（『吾妻鏡』同日条）、多数の人員が動員されたと思われる。また、建久六年（一九五）五月二十日の天王寺参詣の時には、鳥羽から乗船して移動するために、足夫に船の綱手を曳かせるよう御家人に命じている（『吾妻鏡』同日条）。これらの事例から、現地および通過する地域の地理的状況にもよるが、他国への出向には多くの人員を要し、随兵の人員も例外ではなかつたと思われる。
- 『吾妻鏡』建久元年（一九〇）正月二十日条によると、二所参詣は鎌倉（箱根山）→三島社→走湯山→鎌倉で行程が画定したようである。
- ⑨以外の行列において、随兵を勤仕した伊豆国出身の御家人は、それぞれ①三人（表）No.8・13・20、③一人（43・45）、④三人（13・45・58）、⑥一人（8）、⑦一人（13）、⑧一人（8）、⑩三人（13・43・113）、⑪一人（43）、⑫一人（45）、⑬一人（45）、⑭一人（13）、⑯四人（8・13・20・76）、⑰一人（13・76）、⑱一人（8・76）、⑲一人（13・45）、⑳五人（8・

13・58・76・135）である（該当者がいない行列は省略）。

③『相良家文書』一号（『大日本古文書』第五卷所収）。

④『玉葉』建久元年（一九〇）十一月七日条。

⑤『吾妻鏡』同日条。

⑥桃崎有一郎「鎌倉殿昇進拝賀の成立・繼承と公武関係」（『日本歴史』

⑦七五九号、二〇一一年）。

⑧『吾妻鏡』建久六年（一九五）三月十日条。

⑨『吾妻鏡』建久六年（一九五）三月十二日条。

⑩『吾妻鏡』建久六年（一九五）三月十二日条。

⑪『上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政權」（『岩波講座日本歴史5 中世1』岩波書店、一九七五年初出、のち同氏著『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年に所収）。

⑫『久野修義「東大寺大仏の再建と公武権力」（『上横手雅敬監修および井上満郎・杉橋隆夫編集『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年初出、のち同氏著『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九年所収）。

⑬『元木泰雄「五位中将考」（『大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質古代・中世』思文閣出版、一九九七年）。

⑭『賴家が公家様式化を志向している一例として、『史料6』にあるとおり

「八葉車」の使用が挙げられる。賴朝の場合、京都での幕府行列では牛車

を使用していたが、鎌倉では使用することはなかつた。但し、建久元年（一九〇）の上洛の折、賴朝は六波羅の邸宅にて所持していた牛車二両

を鎌倉に送る手配をしていることから、鎌倉においても使用する意思が少

なからずあつたと思われる。しかし、鎌倉の地形的問題によるのか、鎌倉

帰還後の外出で牛車を使用した事例はみられない。ゆえに、賴家の牛車使

用は、地形的問題を度外視しても幕府儀礼に公家様式を導入したいとい

う強い意向があつたと考えられる。

⑮『吾妻鏡』正治二年（二〇〇）二月二十六日条。

⑯『吾妻鏡』正治二年（二〇〇）二月二十六日条。

⑰行幸・御幸行列の檢非違使については、前掲の「史料1-1」および「史料5」に見られる。また摶関家の行列の檢非違使については、一二世紀初頭に成立したといわれる摶関家の家政記録『執政所抄』（『続群書類従第十輯所収』）において、賀茂詣（毎年四月挙行）の行列後方に「檢非違使（衣冠、壺脛巾）」が供奉するという規定がみられる。

(43) 『吾妻鏡』建保二年（一二一四）七月廿七日条で、当日々大慈寺の落慶供養が行われた。

(44) 『吾妻鏡』弘長元年（一二六二）八月十四日条によると、鶴岡放生会の供奉人選定をめぐって將軍・執權間で次のような応酬があつた。それは「立隨兵并布衣供奉人等次第、可進覽之旨、被仰越後守之処、任位次於立次第者、不可及子細」。不然者無左右難計申之由、以景頼被報申之。重仰云、不可レ依位次。且任家之清花、且分嫡庶可レ立次第也者。於御持仏堂前公卿座、越州并武藤少卿等雖レ相談之、非位次次第者、凡難道行之間、猶言上其由。此上

被止其儀云々とあり、將軍側が家格や嫡庶を基準にした編成を希望したのに対し、執權側は位階を基準としなければ問題が生じると主張したのである。

(45) 石井進「武士の置文と系図——小代氏の場合——」（同氏著『鎌倉武士の実像 合戦と暮しのおきて』平凡社、一九八七年、のち石井進著作集刊行会編『石井進著作集』第五巻、岩波書店、二〇〇五年に所収）。

（本学大学院博士後期課程）